

学校保健について

◇児童の健康管理については、次のように行っています。

1 健康観察・欠席調査について

○調査時

1 校時目が始まる前（学級朝の会時）

○記入方法

担任が健康観察を行い、健康観察表に記入する。

欠席理由が不明の場合は、速やかに家庭へ連絡を取り把握する。

→欠席・遅刻をする場合は、必ず電話や連絡帳などで学校へご連絡ください。

2 保健室の対応について

○傷病児への対応

①保健室へは緊急時を除き、担任・教科担任に断ってから来室させる。

②保健室での安静は・休養は1時間を原則とする。

・早退や病院受診等の家族への連絡は、担任が行う。早退させる場合は、必ず保護者に迎えに来てもらう。

→緊急時の連絡先等の変更があった場合は、学校へお知らせください。

③薬品・衛生材料等の使用について

・児童だけで勝手に使用させない。

・内服薬は、服用させない。

・継続的な処置は行わない。

・家庭でのけがの処置は、家庭で行う。

・養護教諭不在の時の保健室利用は、担任が手当等を行うとともに、児童に目が届くように配慮する。

④校内での事故（医師の手当てが必要なけが）発生時の処置対策

（1）医療機関の決定

・原則として、担任が、保護者に連絡をとり決定する。

・保護者に連絡が取れない場合は、緊急連絡票の指定病院とする。

・緊急を要する場合は、学校側で決定する。

@緊急連絡票 … 保健室保管（処置台横戸棚2段目）

（2）けが人の移送

・原則として、タクシーを使う。（校長指示のもと）

・場合によっては保護者に依頼する

・場合によっては、校長の指示判断のもとに救急車を依頼する。

(3) 担任の対応

- ・校長・教頭に報告後、授業を続ける。
- ・状況に応じ、家庭連絡または放課後、家庭訪問等をする
- ・担任の付き添いを必要とする場合は、教頭に連絡し補欠を当てる。

(4) 事故報告書（負傷の記録）の記入

- ・担任は「負傷の記録」（校内）に記入する。 → 養護教諭
- ・養護教諭（日本スポーツ振興センター担当）は災害報告書を作成し、必要な書類をそろえ災害給付金の請求事務にあたる。

…………… 日本スポーツ振興センター適用のけが ……………

* 学校管理下のけがにより、総医療費が5000円以上（500点以上）の場合適用対象となる。【保護者負担額（総医療費の3/10）が1500円以上の場合】保護者は、医療機関で用紙「医療等の状況」に記入を受け、学校へ提出する。

* 手続きの流れ

担任より負傷の記録 → 養護教諭へ提出 → **保護者へ「医療等の状況」等配布**
→ **「医療の状況」への記入証明を受け、学校へ提出** → 必要書類を作成、市教委へ提出
→ 市教委より給付通知 → **保護者へ給付通知・給付**

保護者の方へ

学校管理下でのけがについて医療費の支払いは、喜多方市立の小学校では、下記の表のとおりになっている。

学校管理下でのけが		
加入保険	医療機関の窓口負担	日本スポーツ振興センター災害給付金額
国民健康保険	乳幼児・子ども医療受給者証使用する。 医療費の支払いなし	総医療費の1/10支給
社会保険 等	乳幼児・子ども医療受給者証を使用しない。 医療費を支払う	総医療費の4/10支給 (3/10+1/10)

3 家庭との連携について

- ①原則として学級担任を通して連絡する。
- ②健康診断の結果は、「健康カード」にてお知らせする。治療を要する疾患については、早めに通知を出す。
- ③健康相談の必要な児童については、家庭・学級担任との共通理解のもとに進める。

4 医療機関との連携について

- ①校医・歯科医・薬剤師の先生方との学校保健委員会を実施するとともに、その他、必要に応じてご指導をいただく。